

米野木お馬頭保存会会則

(名称)

第1条 本会は、米野木お馬頭保存会（以下「保存会」という。）と称し、事務所を米野木区事務所内（米野木町仲田72番地）に置く。

(目的)

第2条 保存会は、米野木区における伝統的な「お馬頭」を保存し、永久に後世に引き継ぐことを目的とするとともに、天王祭及び元旦祭の神事に協力する。

(事業)

第3条 保存会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 米野木区における「お馬頭」のしきたり制度の保存、伝承
- (2) 米野木区における「お馬頭」の実施
- (3) 米野木区における「お馬頭」の普及
- (4) 米野木区における「天王祭、元旦祭」の神事に協力
- (5) 区主催の他事業に協力

(会員)

第4条 保存会の会員は、原則として米野木区民とし、第2条の目的に賛同する者とする。

なお、区民の家族が米野木区外に居住している者で、保存会の目的に賛同する者は、会員になることができる。

(組織)

第5条 保存会は、事業を遂行するために次の組織を結成する。

- (1) 原則、区民の中から「お馬頭」を実施するための献馬隊を組織する。
- (2) 保存会の意思決定のため、役員会を組織する。
- (3) 各事業活動を行うため、委員会を組織する。

(役員)

第6条 保存会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名（内1名は当該年度副区長）、幹事長1名、副幹事長3名、会計1名、副会計1名、各委員長1名

2 保存会は、会を運営するにあたり、大所高所から意見を伺うため顧問を置く。

(1) 顧問は3名とし、内訳は次のとおりとする。

- ①当該年度区長
- ②保存会顧問2名

(名誉顧問)

第7条 保存会は、これまで保存会活動に精力的に携わり、その発展に大きく寄与した者に、その功績を称えるとともに、将来にわたり保存会に対して助言をいただくため、名誉顧問を置くことができる。

(1) 名誉顧問は、役員会で推薦し、総会で承認する。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、副会計及び保存会顧問は、役員会の推薦により、総会で承認された者があたる。

2 各委員長は、会長に指名された者があたる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、保存会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、保存会の運営にあたる。
- (3) 幹事長、副幹事長は会長の指示により、保存会の運営にあたり、各委員長は各委員会の運営にあたる。
- (4) 会計、副会計は、保存会の経理を管理する。
- (5) 顧問は、保存会の運営に関与する。

(役員の仕事)

第10条 顧問の仕事は1年、その他の役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。また、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 保存会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、保存会会員、顧問及び名誉顧問で構成し、原則年1回開催する。ただし、必要に応じて会長が招集することができる。
- 3 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、副会計、各委員長及び顧問で構成し、原則月1回会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を承認する。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業計画と予算
 - (3) 事業報告と決算
 - (4) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、副会計及び保存会顧問の承認
 - (5) その他、保存会の運営に関する必要な事項
- 5 各副委員長は、会長の要請により役員会に出席することができる。
- 6 会議は、会議全体構成員の半数以上の出席(委任状も含む)で成立し、議案は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長が決するところによる。会議の議事録は区に提出し、区議会に報告する。

(経費)

第12条 保存会は、以下の収入および支出により会を運営する。

- (1) 収入
 - ①年会費 ②区助成金 ③祝儀及び寄付金 ④その他
- (2) 支出
 - ①秋季大祭及び元旦祭に関する費用 ②会運営費用 ③馬具に関する修繕費 ④馬具の整備、更新基金(年35万円を目途として積み立てるものとする) ⑤弔慰金

(会計年度)

第13条 保存会の会計年度は、毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 保存会は、会計監査を受ける。
- 3 会計監査は、当該年度の区会計があたる。
- 4 会計監査結果は、区議会で報告する。

(雑則)

第14条 保存会の事業運営に必要な事項は、役員会で決定する。

(附則)

本会則は、平成20年4月1日から施行する。

平成22年4月18日改正

平成23年5月15日改正

平成24年5月13日改正

平成28年5月22日改正

平成30年5月27日改正

令和元年5月26日改正

令和4年5月29日改正